

夫婦喧嘩・DVの目撃は子どもの脳に深刻なダメージを与え、
子どもの成長に大きな影響を及ぼします



児童虐待の防止等に関する法律では「子ども虐待」とは、
保護者が子どもに対し、次のような行動をすることだとされています

- 身体的虐待** 殴る、蹴るなど、子どもがけがをしたり、けがをする恐れのある暴力を振るうこと
- 性的虐待** 子どもにわいせつな行為を行ったり、性的な行為を強要すること
- ネグレクト(養育の放棄)**
食べ物を与えない、学校に行かせない、病院に連れて行かない、危険な場所に放置するなど、保護者としての養護・監護を怠ること
- 心理的虐待**
子どもを無視したり、脅したり、おびえさせたり、目の前で暴力を見せたりして、子どもに著しい心理的外傷を与えること

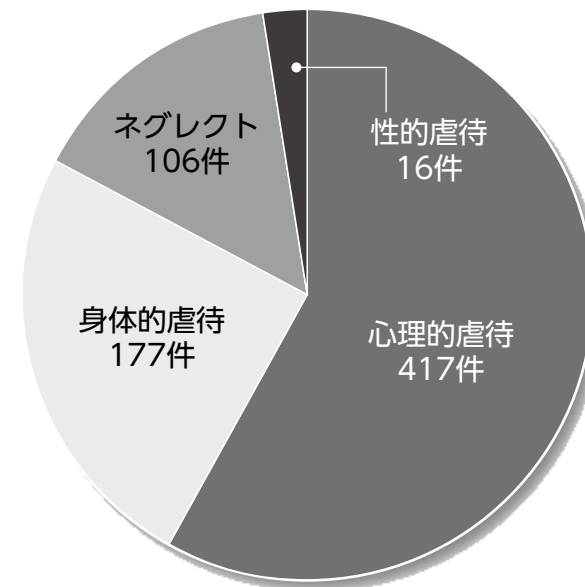


子どもが健やかに育つために

1. 面前DVが子どもに心理的負担を与え、その後の発達にも影響を及ぼすことを認識しましょう
2. 夫婦間・家族間で意見が違ってても暴言や暴力で解決しようとせず、話し合いで解決するよう心掛けましょう
3. 家庭が子どもにとって安心安全な場所であるように、家族が協力しながら、子どもを養育しましょう
4. DVを受けた場合は、我慢せず、専門の機関に相談しましょう
5. 子育てに悩んだり、孤独を感じたり、子どもの養育について心配があるときは、1人で悩まず、家庭児童相談室や児童相談所に相談してください

問い合わせ 市家庭児童相談室 ☎43・8218、宗像児童相談所 ☎37・3255

STOP その暴力・喧嘩 ちょっとまって! たかが夫婦喧嘩と思っていないませんか?



令和元年度虐待相談受付件数【宗像児童相談所】

近年、子ども虐待の相談が増加傾向にあり、深刻な問題になっています。「虐待」と聞くと殴る、蹴るといった身体的な暴力をイメージしますが、それだけではありません。子どもの目の前で、大人が暴力を振るったり、暴言が飛び交うような激しい喧嘩をすることは「面前DV(※)」と呼ばれ、心理的虐待に相当します。

令和元年度、宗像児童相談所に寄せられた虐待相談の約6割を心理的虐待が占め、その件数は年々増加しています。

※DVとは、配偶者間暴力のこと

